

都市計画法第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により公告します。

平成24年10月 3日

京都市長 門川大作

1 許可年月日及び許可番号

平成24年5月24日 第4040号

平成24年8月8日 変第1784号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

京都市西京区嵐山上河原町1番地(一部), 1番地の1(一部), 1番地の2(一部)
及び2番地(一部)

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府池田市栄町1番1号

阪急電鉄株式会社

代表取締役 角和夫

(都市計画局都市景観部開発指導課)